

危険物の如く忌避せるものあるを免れないものである。かかる態度は没落行程を辿りつゝある産業を標準として定められたる労働者百分の二負担を以て遂に一部車庫従業員をして保険署直轄に委ねるに至つたのである。かくの如き消極的態度は明かに法文を盾に同法を悪用せるものと言つても敢て過言ではあるまい故に吾等は健康保険組合設立の第一階段として勞資同數の委員に依る促進研究會を同時に設立し合法的手段にて組合設立を一日も早からしめんこゝに努力せらるんことを望むるものである。

回 答 組合設置に關しては考慮中なるも希望の如き研究會設置の必要認めたす。

四、住宅料支給の件

會社は夙に從業員の家庭生活に留意せられ蒲田、川崎兩地に住宅を建設せられ以て從業員の苦しき生活を幾分なりとも緩和せられゝあるは吾等の衷心より感謝の意を表するものである。然れどもその數僅少のため折角のこの美點も一般從業員に均霑せざるは吾等の非常に遺憾とするものである。願くばこの恩典に浴せざる從業員に對して相當住宅料を支給せられたし。

回 答 鉄道事業に於て一般從業員に對し住宅料の支給あるを聞かず本會社に於ても近き將來に支給するの意思なし。

回 答 車両運輸課（乗務員）

一、時間外勤務手當改正の件

何れの産業に於ても時間外勤務手當は日給の何割かを増額して支給される居るを常とする。時間外勤務そのもの、性質より見るもこの制度は當然の制度である。然るに會社の乗務員の時間外勤務手當は從來金拾七錢均一を以て支給され居るのである。吾等はそれが如何なる計算に依つて支給されるか了解に苦しむものである。一圓三十五錢の初任給を以てしても八圓の月賞與の日額を加算し八時間を以て除すときは金二十錢餘に上るのである。乗務員の平均日給とも見るべき一圓五十錢を以て如上の計算に依り算出するときは金二十二錢に上るのである。これに最初に述べたる理由に依る割増を加算すると實に金三十錢に達するのである。吾等は以上上の理由に基き金二十二錢に即時改正せられんことを望むものである。

回 答 相當改正すべき意思あるも即時實行は困難なり。

二、時間外勤務手當改正の件

時間外勤務手當は日給の何割かを増額して支給される居るを常とする。時間外勤務そのもの、性質より見るもこの制度は當然の制度である。然るに會社の乗務員の時間外勤務手當は從來金拾七錢均一を以て支給され居るのである。吾等はそれが如何なる計算に依つて支給されるか了解に苦しむものである。一圓三十五錢の初任給を以てしても八圓の月賞與の日額を加算し八時間を以て除すときは金二十錢餘に上るのである。乗務員の平均日給とも見るべき一圓五十錢を以て如上の計算に依り算出するときは金二十二錢に上るのである。これに最初に述べたる理由に依る割増を加算すると實に金三十錢に達するのである。吾等は以上上の理由に基き金二十二錢に即時改正せられんことを望むものである。

回 答 改正實行す。

### 三、年功加俸支給制度改正の件

從來乗務員の昇給規定は在職年数の増加に従ひ逐次昇給率の低下を來し居るのである。就中年功加俸の如きは五年（五圓）を最高限度とされ居るのである。是れは一般從業員の在職年数に應する生活程度の向上又は範囲の擴大に隨伴せざる不合理なる制度である。直に左表の如く延長せられたし。

在職年数	年功加俸月額
六年	六圓
七年	七圓
八年	八圓
九年	九圓
十年	十圓

回 答 年功手當は大正八年七月制定當時一般財界好況にして運輸從事員退職者多數にして充員困難のため機宜の手當として制定したものにて同業者間に於ても稀に見る制度なり更に之が範圍擴張の要を認めず。

事員退職者多數にして充員困難のため機宜の手當として制定したものにて同業者間に於ても稀に見る制度なり更に之が範圍擴張の要を認めず。

四、宿直手當改正の件

從來支給せられつゝある驛員宿直手當はその金額僅額である。過酷なる宿直に與へるに余りに僅少でお金に改止せられたし。

回 答 現在の額を以て妥當と認む。

三、時間外勤務手當改正の件

從來驛員の時間外勤務手當は男子金十一錢女子金十錢である。この制度と雖も數ヶ月前從業員に何等の額である。この制度と雖も數ヶ月前從業員に何等の額である。然るに會社に於て制定せるものであつて男子と女子と區別に不合理なる制度である即時金十五錢均一に改正せず即時改定の要なし。

回 答 駐員の勤務制度は運輸、運轉の現況並に一般同種產業にその例を見ざるこの劣悪なる制度を即時改善を參照し制定したものにして劣悪の勤務能

四、年功加俸支給制度改正の件

從來驛員の昇給規定の在職年数の増加に従ひ逐次昇給來し居るのである。就中年功加俸の如きは五年（金一圓）でされて居るのである。是れは一般從業員の在職生活程度の向上又は範囲の如く延長せられたし。

回 答 乗務員に對する理由と同一に付省略す。

五、乗務員採用規定制定の件

從來會社には驛員より乗務員採用の場合は六ヶ月以降志願者を募集し相當採用試験の後採用しつゝあつた然るに新任運輸課長就任以來この制度は根底より破壊の行はれざるは勿論驛員の意志をも問はず獨斷にて採用に至つては勤続三ヶ月にも満たざる信號人より採用される。吾等は何故にかかる不合理を敢てするか殆んどものである直にこれが公平なる制度を制定し乗務員期せられたし。

六、出改札主任選定規定制定の件

近時會社は一般驛員より出改札主任を命じ當該驛員の待遇等も他に比し相當考慮せらるゝ所あるは吾等の待遇なりと信す。然し乍ら是が選定には何等の整規を如し。其の過半數は在職年数より見るも平常の勤務も適任者と認むるに躊躇せざる所なるも、其の部にはも満たざる其の経験等に至つても僅少なる者が他の優抜擢せられる等の矛盾は吾等頗る不可解とする處なれが公平なる選定規定を設けられたし。

回 答 出改札係主任々命に付ては深甚の考慮を拂ひ詮て制定の必要を認めず。

一、公休日支給の件

信號人は精神的筋肉的にかなり苛酷なる労働に從事